

令和5年8月1日  
薬事衛生課長 坂口  
(外線)225-1443  
(内線)4160～4163

## 令和5年度ふぐ処理資格者試験の実施について

### 1 受験資格

なし

(※石川県ふぐの処理等の規制に関する条例の一部改正により、受験資格が廃止されました。ただし、満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了していない者は、免許を取得できません。)

### 2 試験の日時

#### (1) 学科試験

令和5年10月31日(火) 午前10時30分から

#### (2) 実技試験

令和5年11月7日(火) 午前10時から

※受験者が多数の場合は、令和5年11月8日(水)及びそれ以降の県が指定する日にも行い、各受験者あて試験日時を通知する。

### 3 試験の場所

#### (1) 学科試験

石川県庁行政庁舎 11階会議室 (金沢市鞍月1丁目1番地)

#### (2) 実技試験

金沢未来のまち創造館 (金沢市野町3丁目11番1号)

### 4 出願に関する書類の配布期間

令和5年8月10日(木) から同年9月22日(金) まで

### 5 出願に関する書類の受付期間

令和5年8月18日(金) から9月22日(金) まで

毎日午前9時から午後5時まで(土、日、休日及び閉庁日を除く。)

※郵送の場合、令和5年9月22日(金)までの消印があるものを受け付ける。

### 6 試験要領の配布場所及び出願に関する書類の提出先

#### (1) 県内(金沢市を除く。)に居住する方

住所地を管轄する保健福祉センター

#### (2) 金沢市又は県外に居住する方

石川県健康福祉部薬事衛生課

### 7 問い合わせ先

石川県健康福祉部薬事衛生課 (電話: 076-225-1443)